

令和 7 年度第 1 回日本スポーツ少年団常任委員会 議事録

日時:令和 7 年 4 月 18 日(金) 14 時 00 分～15 時 35 分

会場:JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 12 階 JSPO 大会議室「スタジアム」

※オンライン併用

出席者:益子本部長、遠藤副本部長、萩原副本部長、生島、白根、安倍、宮下、海野、安川、松本、伊藤、
長積、望月、蒔田、工藤の各常任委員 計 15 名

<委任>見城副本部長、明比、神田、富田、杉山、原、小山の各常任委員 計 7 名

<事務局>江橋事務局次長、吉原地域スポーツ推進部長(少年団担当)、永井課長(運営担当)、
岩田課長(事業担当) 他少年団課課員 9 名

構成員の 2 分の 1 以上の出席【総数 22 名のうち出席 22 名(委任含む)】により会議成立。

(「日本スポーツ少年団設置規程」第 18 条第 3 項)

日本スポーツ少年団設置規程第 18 条第 2 項により、益子本部長を議長として議事に入った。

■議案

1. 日本スポーツ少年団次期常任委員(学識経験者)候補者について

令和 7 年 6 月の役員改選に伴う、学識経験者からの次期常任委員選出について、日本スポーツ少年団設置規程第 11 条第 2 項に基づき本部長が委嘱できる旨を説明し、その人選を本部長に一任することを諮り、これを承認。

地域区分(ブロック)ごとに選出する常任委員は、学識経験者からの常任委員と合わせ令和 7 年 5 月 31 日開催予定の令和 7 年度第 1 回委員総会で選出され、その任期は令和 7 年 6 月 25 日開催予定の当協会定時評議員会終結時から令和 9 年度定時評議員会終結時までの 2 年間となることを確認。

2. 日本スポーツ少年団次期専門部会及びプロジェクト等の編成について

令和 7 年 6 月の役員改選に伴う、「指導育成部会」「広報普及部会」「活動開発部会」の 3 専門部会について、日本スポーツ少年団設置規程第 20 条に基づき設置すること、それぞれの部会の編成について、部会長は常任委員、部会員は日本スポーツ少年団講師、都道府県スポーツ少年団役職員、日本スポーツ少年団指導者協議会運営委員、学識経験者で編成する旨を説明し、その人選を本部長に一任することを諮り、これを承認。

また、プロジェクト等は、従来から設置されているものを含め、以下の通り設置すること、併せて設置するプロジェクト等の人選および今後重点的に対応すべき事案が生じ、新たなプロジェクト等を設置する必要がある場合には、その設置と人選を本部長に一任することを諮り、これを承認。

〔設置するプロジェクト等〕

- (1)ジュニア・ユーススポーツ推進プロジェクト
- (2)アクションプラン実行ワーキンググループ
- (3)スポーツ少年団リーダー養成ワーキンググループ
- (4)スポーツ少年団登録システム検討ワーキンググループ
- (5)再教育プログラム審査会
- (6)エンジョイ！スポーツフェスティバル検討プロジェクト

(7)ジュニア・ユーススポーツ憲章検討ワーキンググループ

(8)地域スポーツ連携促進会議

3. 第 52 回日独スポーツ少年団同時交流(派遣)日本団団長団について

第 52 回日独スポーツ少年団同時交流(派遣)の日本団団長団について、団長を日本スポーツ少年団活動開発部会員／久留米大学人間健康学部 スポーツ医科学科准教授の行實鉄平氏、庶務を当協会地域スポーツ推進部少年団課の岡本咲子とすることについて諮り、これを承認。なお、総務については調整中であることから、総務の決定については、本部長に一任することが承認された。

また、日本団の編成について、派遣候補者数ならびにグループ構成人数の都合から北海道グループと北信越グループ内福井県の団員 3 名を統合すること、関東 I グループ内千葉県の指導者を東海グループの指導者とし、団長団並びに 10 グループで編成をすることを併せて報告。

なお、総務については、後日小松洋介氏(北海道スポーツ協会 生涯スポーツ課長)とすることを益子本部長が承認し、決定した。

4. 登録料の改定について

スポーツ少年団登録料の改定について、改定額を都道府県スポーツ少年団に対し、意見聴取を行うことについて諮り、協議の結果、本件については保留とし、継続審議を行うこととした。

〔スポーツ少年団 登録料の変遷〕

・昭和 51 年度:有料登録制導入(金額／年額:団員 100 円、指導者 300 円)

・平成元年度:登録料改定(金額／年額:団員 200 円、指導者 500 円)

・平成 7 年度:登録料改定(金額／年額:団員 300 円、指導者 700 円)

〔スポーツ少年団 登録料改定(案)〕

団員、指導者、役員・スタッフ一律 1 名年額:1,200 円

〔スポーツ少年団 登録料改定理由〕

・物価高、人件費の高騰、燃料費の高騰、物流コストの高騰、消費税増税、人口減少、少子高齢化等

・スポーツ少年団登録者数の減少による登録料の減収

・近年の日本スポーツ少年団決算における費用超過

・参加料・受講料の増額等や、費用削減・節約執行に取り組んだものの、日本スポーツ少年団事業費および運営費を自らで賄うことができておらず、このままではスポーツ少年団活動を維持することが難しい状況にある。

・日本スポーツ少年団活動の原資は登録料・参加者負担金に加え、各種補助金・助成金があるものの、これらの補助金・助成金は安定して受けられるという保証がないこと。

<質問・意見等>

・どういうプロセスで登録料改定を行う想定か。(生島委員)

・今回の常任委員会にて意見聴取について承認をいただければ、その後都道府県スポーツ少年団へ意見聴取を行い、第 2 回常任委員会での審議を想定している。常任委員会において改定の承認がなされた場合には、令和 7 年度第 1 回委員総会で諮り、令和 7 年度は登録料改定の周知を行い、令和 8 年度から登録料を改定する想定である。(事務局)

・約 1 カ月で改定の承認を得るとのことだが、現実的にそのスケジュールで登録料の改定を決定できるのか。改定(案)は、現在の登録料の 4 倍であり、インパクトが大きい。現在の登録数をベースにした単純計算では登録料が 8 億となり、現在の事業支出 5 億円を超える収入となる。登録料改定により

増えた登録料を何に使用検討すべきではないか。(生島委員)

- ・生島委員に同感である。月 100 円と考えればインパクトは少ないものの、単位団の立場になると登録料・団費・活動費などを支払っており、負担が大きくなる。スポーツ少年団に登録する意味合いがなくなるのではないか。日本サッカー協会では、2050 年にスポーツファミリーを増やすという考えのもと、チーム登録に変更している。今回の提案はこういったスポーツファミリーを増やすために門戸を広げている他団体の動きに逆行しているように感じる。昨年度の協議においては、登録システムの大規模改修に合わせて令和 9 年度からの登録料改定という説明があったが、なぜ今回 1 年前倒しの改定(案)の提示となったのか理解ができない。個人登録化と登録料の値上げにより、営利企業とスポーツ少年団の差別化が難しくなり、少年団登録者がますます減少するのではないか。増えた登録料を組織整備強化費の増額につなげると資料に記載があるが、市区町村や単位団、個人にどう還元されるのか見えないため、検討のしようがないように感じる。前回の常任委員会では、赤字が 1 億円あることから、登録料を値上げする方針には賛同したが、今回の説明では納得しきれない。個人登録は、少年団のガバナンス上必要なことだと思うが、スポーツに携わる人口を増やすための観点から考えることも必要ではないか。(安倍委員)
- ・登録料を 1,200 円とする根拠を示されていない中で検討をするのは難しい。現状の登録料から 4 倍にすることは厳しいと感じる。単位団では、日本スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団へそれぞれ登録料を払っている。スポーツ少年団への登録メリットが問われる中でこのような改定がなされると、今後指導者 2 名、団員 10 名の登録要件を満たす最低条件でしか少年団登録がされず、登録していないものの少年団で活動する団員が出てくることや、規模の小さい市区町村の場合登録団の減少が、市区町村本部の存続問題にもつながる恐れもある。1 年で結論を出すのは早計であり、検討の時間が必要ではないか。常任委員会で協議をする前に、正副本部長と事務局間で、事前に登録料の値上げについて意見交換の場を設けていただきたかった。(遠藤副本部長)
- ・北信越・東海ブロック会議でも、少年団の活動や理念実現のための資金が不足しているため登録料の値上げを検討する必要性があるという話はしていた。各種事業においても、受益者負担が増えている。意見聴取は、日本本部→都道府県→市区町村→単位団という流れで行うことを想定した場合、意見聴取期間が 1 か月では足りないのではないか。少年団の運営を本業にしていない関係者が多いことを考慮した期間設定が必要ではないか。また、こういった登録料改定には最低でも 2 年は検討の時間が必要ではないか。アクションプランの中で総合型クラブと少年団の連携の取組があるが、総合型クラブの登録料の値上げの話はあるのか。(伊藤委員)
- ・現状の総合型クラブの登録料は、登録審査料として設定している金額である。今後すり合わせが必要だと認識している。(事務局)
- ・今後すり合わせが必要ということは、総合型クラブ側と何も調整がされていないということではないか。子どもたちのスポーツの場として少年団や総合型クラブがあるということであれば、それを一体化し、ジュニア期のスポーツを考えてほしい。今回の意見聴取は、常任委員会で認められたこととして進んでいくのか。(伊藤委員)
- ・今日は都道府県へ意見聴取の実施可否を常任委員会で協議いただきたい。まずは、都道府県スポーツ少年団に意見を聴取し、その結果を踏まえ常任委員会にて継続審議をしていく想定である。(事務局)
- ・今回提示された資料の内容は理解できるものの、登録料改定の根拠として、JJSA の赤字問題を都道府県スポーツ少年団の役員に対し、重大案件として共有することが必要なのではないか。根拠があり、納得できる内容でないと都道府県は対応に苦慮する。より内容を詰めて、常任委員会へ提案い

ただきたい。また、令和 8 年度から登録料改定をしなければならないのかという点も再度検討いただきたい。(宮下委員)

- ・今回の検討では、登録の在り方について考えるのか、登録料の金額について検討するのか。登録料の考え方として、何名までならばいくらといった形でチームとして登録料を支払うことも一つの方法ではないか。現場では外国籍の子どもなど、個人登録の手続きのハードルが高い団員もいる。また、一部ではスポーツ少年団は不要との意見もあるため、青少年の育成のためにスポーツ少年団が存続していくための視点も持って協議をしていきたい。(安倍委員)
- ・日本バレーボール協会においても、個人登録料改定のための根拠を議論している。日本スポーツ少年団の登録料についても、説得・納得できる根拠を提示する必要がある。登録しなくともスポーツ活動が継続できることから、中央競技団体、スポーツ少年団がともに登録料を値上げすると、登録を行うという団体が減る懸念がある。(工藤委員)
- ・登録料の改定について、副本部長との事前の情報共有が行われていなかったことは由々しき事態である。(宮下委員)
- ・本日の常任委員会での意見を踏まえて、都道府県スポ少への意見聴取の実施については一旦取り下げとしたい。現在日本スポーツ協会における2億円強の赤字があること、事業に対する助成金収入も未来永劫ではないことを考えたときに、3億円の増収が必要だという考えがある。本日の意見を踏まえ、事務局内で再度検討をする。(事務局)

5. 登録システムの大規模改修に伴うスポーツ少年団関連諸規程の改定について

令和 9 年度に予定している個人登録の導入および登録システムの大規模改修に伴い、関連する規程の改定が必要となることから、改定の基本的な方針や観点および今後の取り進めについて諮り、これを承認。

〔関連諸規程の改定の方針〕

- ・ガバナンスの強化
- ・シンプルでわかりやすい制度への改善

〔対象となる諸規程〕

- ・日本スポーツ少年団設置規程
- ・スポーツ少年団登録規程
- ・スポーツ少年団登録規程施行細則 ほか

< 質問・意見等 >

- ・登録システムの大規模改修について、通年登録の実現も目指していると認識でよい。(安川委員)
- ・システムメンテナンス期間を数カ月設けるが、その期間を除き、通年登録が可能な仕組みを検討している。(事務局)

■報告事項

1. 令和 6 年度第 4 回日本スポーツ少年団常任委員会の議事録について

議長から資料のとおり議事録を作成したことを報告。

2. 〔令和 6 年度〕第 22 回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会および第 47 回剣道交流大会の終了について

令和 6 年 12 月に開催した第 22 回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会(愛媛県)および令和 7 年 3 月に実施した第 47 回剣道交流大会(大分県)について、開催県スポーツ少年団、競技団体および関係団体の協力を得て、両大会ともに体調不良者や大きな怪我もなく、無事終了したことを報告。

<質問・意見等>

- ・剣道交流大会期間中には、JSPO SNS において大会の様子がよくわかりよかった。一般にスポーツ少年団の活動を広めるためにも、こういった取組を引き続き行っていただきたい。(安川委員)
- ・令和 5 年度に剣道交流大会の視察に行った際、最終日の閉会式に試合がない団員もあり、閉会式への参加にあたって剣道着に着替えることが煩雑だとの声を聴いた。今回も剣道着着用で閉会式への参加という形式だったのか(遠藤副本部長)
- ・今回も剣道着着用で閉会式を行った。今年度はそういった声は聞かれなかった。(事務局)
- ・剣道の大会では閉会式では、剣道着で参加となることが多い。(蒔田委員)

3. エンジョイ！スポーツフェスティバル開催基準要項について

令和 6 年度第 4 回常任委員会にて、本部長および活動開発部長に一任された「エンジョイ！スポーツフェスティバル」の開催基準要項の改定について、前回の常任委員会の意見を踏まえ、目的に「全国大会」ということを表す文言に変更したことを報告。

4. 日中青少年スポーツ交流について

令和 6 年度第 4 回常任委員会および第 2 回委員総会にて、日中青少年スポーツ交流の無期限休止の承認されたことを受け、無期限休止を中国側に通知する前に中国側から小学生世代の特定の競技を対象とした競技別交流について、2025 年度より相互または隔年にて実施することについて検討したい旨、当協会に連絡が入った。この中国側の提案は、日本スポーツ少年団が実施する国際交流の趣旨とは合致しないことから、2025 年度の交流実施は当初のとおり見送りとした上で、今後の交流は、日中双方で慎重に検討し、判断することを中国側へ通知したことを報告。

5. 令和 6 年度日本スポーツ少年団顕彰の終了について

令和 6 年度日本スポーツ少年団顕彰について、18 都県計 40 名の退任者に対して感謝状を贈呈したことを報告。

6. JSPO 登録者等処分規程等に基づく処分(少年団関係)について

JSPO 登録者等処分規程等に基づくスポーツ少年団登録者の処分について、以下のとおり報告。

No.	登録状況	性別	処分対象となる遵守事項 の違反にかかる事実	処分の内容
1	空手道コーチ 1/ スポーツ少年団登録(指導者)	男性	暴力・暴行その他の身体的虐待	資格停止 3 カ月/ 活動禁止 3 カ月
2	スポーツ少年団登録(指導者)	男性	第三者が前項各号又は前各号に定める行為を行うことを教唆し、幫助し、若しくはこれを是正すべき義務を有するにもかかわらずこれを放置すること、又は適切な対応を行わないこと	活動禁止 36 カ月

			パワー・ハラスメント	
3	バレーボールコーチ 1/ スポーツ少年団登録(指導者)	男性	パワー・ハラスメント 不適切又は不合理な指導	資格停止 6 カ月/ 活動禁止 6 カ月
4	スタートコーチ(ジュニア・ユース)/ スポーツ少年団登録(指導者)	男性	心理的ハラスメント・虐待	資格停止 2 カ月/ 活動禁止 2 カ月
5	スポーツ少年団登録(スタッフ)	男性	暴言その他の精神的虐待	活動禁止 6 カ月
6	ソフトボールコーチ 1・ アシスタントマネージャー/ スポーツ少年団登録(スタッフ)	男性	登録者等としての職務又は地位に関 連して受領する補助金に関連して、 要綱等に違反し、又は不正を行うこ と	資格停止 18 カ月/ 活動禁止 18 カ月

7. ブロック報告について

<質問・意見等>

- ・ 競技別交流大会の見直しに関連して、競技別交流大会において他の種目も検討してもよいのではな
いか。また、ブロック別大会への予算措置も検討いただきたい。(安川委員)

8. その他

・ 令和 6 年度ミズノスポーツメントール賞

令和 7 年 3 月 3 日に開催された公益財団法人ミズノスポーツ振興財団の選考委員会において、優
れた指導者を表彰する 2024 年度ミズノスポーツメントール賞の受賞者が決定した。当協会から推薦
した候補者 7 名(スポーツ少年団関係者 2 名含む)が受賞した旨を報告。

・ 公認スポーツ指導者制度の登録料・受講料の見直し

日本スポーツ協会指導者育成委員会にて検討が行われている日本スポーツ協会公認スポーツ指導
者制度の登録料・受講料の見直し状況について報告。

・ 令和 7 年度日本スポーツ少年団会議の開催日程

令和 7 年度の日本スポーツ少年団常任委員会および委員総会の会議日程を報告。

・ 令和 7 年度日本スポーツ協会事務局機構および職員の配置

事務局から令和 7 年度の事務局機構および職員の配置について報告。

以上、15 時 35 分閉会。